

2022年9月28日

中国電力株式会社御中

上関原発を建てさせない祝島島民の会  
代表 清水 敏保

## 中国電力への質問状

貴社は、田ノ浦海域におけるボーリング調査に関し、祝島漁民の自由漁業に対する補償を2000年補償契約によって支払った旨主張されていますが、この主張に関して、以下、質問をいたします。

本年10月末日までに「祝島島民の会」宛、書面で回答されるよう、宜しくお願いいたします。

### 質 問

#### 1. 要綱・細則をめぐって

公共用地の任意取得に関しては、政府が国全体の統一的補償基準として①「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（以下、「要綱」という）」を定め、これに基づき、用地対策連絡協議会が②「公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下、「基準」という）」及び③「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下、「細則」という）」を定め、通産省も④「電源開発等に伴う損失補償基準」及び⑤「電源開発等に伴う損失補償基準細則」を定めています。

以上の①～⑤を踏まえ、次の1-1～1-4の質問にお答えください。

1-1. 自由漁業について「個別補償でなく包括的補償で支払ってよい」とする貴社の見解の論拠を示されたい。

[参考]要綱第5条には「損失の補償は、各人別にするものとする」と「個別払いの原則」が規定されています。

1-2. 「補償額算定に20年以上前の漁獲データを用いてよい」とする貴社の見解の論拠を示されたい。

[参考]細則第7第4項には、補償額算定に「評価時前3か年ないし5か年間の平均」魚種別漁獲数量を用いること、魚価は時価を基準とし、地域別、時期別及び漁法別の格差を勘案した魚種別の価格を用いること等が規定されています。

1-3. 「調査に伴う補償は漁労制限補償（期間制限補償）でなく、期間の特定は必要ない」との貴社の見解の論拠を示されたい。

[参考]細則第14第1項には、一定期間漁業権等の行使ができなくなる場合、又は行使に支障を生ずる場合は、制限期間年数 $n$ に応じた制限期間率： $\{(1+r)^n - 1 / (1+r)^n\}$ を乗じて補償額を算定すべきことが規定されています。

1-4. 損失補償が要綱・基準・細則に基づかなくてもよければ補償額を如何様にも算定できることになるが、要綱・基準・細則に反した損失補償でも違法でないことの論拠を示されたい。

2. 四代漁協・上関漁協が埋立区域内における共同漁業権を放棄したからといって、なぜ埋立区域内における祝島漁民の「自由漁業の権利」が消滅するのか、説明されたい。

3. 「漁業権の放棄」は、権利者が「放棄の意思表示」を外部に対して明らかにしたときに初めて法的に成立する。

祝島漁民の誰が、いつ、どのような方法で外部に対して「自由漁業の権利」の「放棄の意思表示」を明らかにしたか、具体的に示されたい。